

教 生 学 第 1 0 9 号
令和3年(2021年)5月12日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く) 様
(各市町村立学校長)
(各市町村立幼稚園及びこども園長)

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 伊 藤 伸 一

新たな避難情報に関する周知チラシの掲示等に関する依頼について(通知)

このことについて、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課から、別添写しのとおり周知の依頼がありましたので通知します。

このたび、災害対策基本法の一部を改正する法律(以下「改正法」)が成立し、本年の梅雨期までに施行されることとなり、避難勧告が廃止され、新たな避難情報が発令できるようになります。

つきましては、各学校等において、チラシの掲示等を行い、新たな避難情報の周知を行ってください。

避難情報は命に関わる重要な情報であるため、改正法の施行までに集中的に周知する必要があることから、御協力をお願いします。

また、近年の気候変動による自然災害に対して、子供たちが自ら命を守る行動がとれるよう、所在地の災害特性に応じた避難訓練の実施や、防災教育の指導を展開するなど幼児や児童生徒の安全確保に万全を期すようお願いいたします。

(生徒指導(学校安全)係)



事務連絡
令和3年5月10日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各国公私立高等専門学校担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

御中

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

新たな避難情報に関する周知チラシの掲示等に関する依頼について

平素より、当省の安全教育の取組について御理解、御協力をいただきありがとうございます。

このたび内閣府より、新たな避難情報に関する周知について、別添のとおり、協力依頼がありました。避難情報は命に関わる重要な情報であるため、改正法の施行までに集中的に周知する必要があることから、新たな避難情報に関するチラシの掲示等の協力依頼を周知いただきますようお願いいたします。また、近年の気候変動による自然災害に対して、子供たちが自ら命を守る行動がとれるよう、所在地の災害特性に応じた避難訓練の実施や、防災教育の指導が展開できるよう併せて周知願います。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学担当課におかれては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお願いいたします。

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 防災教育係
電話：03-5253-4111（内線2670）
E-mail：anzen@mext.go.jp



事務連絡
令和3年5月10日

文部科学省 総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）

新たな避難情報に関する周知チラシの掲示等に関する依頼

平素より、防災行政の推進に御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

今般、災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和3年法律第30号。以下「改正法」という。）が成立し、本年の梅雨期までに施行されることとなりました。改正法では、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく新たな避難情報が発令できるようになります。

避難情報は命に関わる重要な情報であるため、改正法の施行までに集中的に周知する必要があり、国・都道府県・市町村による周知、メディアによる周知を行っていきます。さらに、多くの人々が利用する施設や店舗等における周知は効果的であると考えているため、都道府県教育委員会等に対して、新たな避難情報に関するチラシの掲示等の協力依頼を周知いただきますようお願いいたします。

記

近年、気象災害による大きな被害が発生しており、今後も気候変動による水害や土砂災害等の頻発化・激甚化が懸念されています。また、「自らの命は自らが守る」意識が醸成された地域社会を構築するためには、子どもの頃から地域の災害リスク等を知ることや命を守る行動を実践的に学ぶことが重要です。

これらのことから、全国の水害・土砂災害リスクを有する全ての教育関係機関等に対して、下記の協力依頼とともに、防災教育や避難訓練の重要性を再認識し、気象災害を想定した避難訓練の実施、防災教育の指導が行われるように周知いただきますようお願いいたします。

<協力依頼内容>

- ① 「新たな避難情報に関する周知チラシ」（別添。以下「チラシ」という。）を印刷し、児童生徒や教員の目に触れる場所に掲示するなど、適宜ご対応願います。（掲示スペースに限りがある場合は、新たな避難情報を記載している表面を優先して掲示して下さい。）
- ② 児童生徒へのチラシの配布、総合学習などの授業や避難訓練等で教材として使用すること等により、適切なタイミングでの避難を子ども達が身につけることができるように、ご活用ください。

また、「避難情報に関するガイドライン」を下記に掲載しておりますので、ご参照ください。

避難情報に関するガイドライン：

http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline

令和3年5月20日から

警戒レベル

4

ひなんしじ 避難指示で必ず避難

ひなんかんこく 避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5	 災害発生 又は切迫	きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保 ※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~			
4	 災害の おそれ高い	ひなんしじ <b>避難指示</b> ※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	 災害の おそれあり	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b> ※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	 気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	 今後気象状況 悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、  
すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。  
**警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待ってはいけません！**

避難勧告は廃止されます。  
これからは、  
**警戒レベル4避難指示で  
危険な場所から全員避難  
しましょう。**

避難に時間のかかる  
**高齢者や障害のある人は、  
警戒レベル3高齢者等避難で  
危険な場所から避難  
しましょう。**



ひなん  
「避難」って  
何すれば  
いいの？

小中学校や公民館に行くことだけ  
が避難ではありません。  
「避難」とは「難」を「避」けること。  
下の4つの行動があります。



### 行政が指定した避難場所 への立退き避難

自ら携行するもの

- ・マスク
- ・消毒液
- ・体温計
- ・スリッパ 等



### 安全な親戚・知人宅 への立退き避難

普段から災害時に避難  
することを相談して  
おきましょう。

※ハザードマップで安全か  
どうかを確認しましょう。



普段から  
どう行動するか  
決めておき  
ましょう

### 安全なホテル・旅館 への立退き避難

通常の宿泊料が必要  
です。事前に予約・  
確認しましょう。

※ハザードマップで安全か  
どうかを確認しましょう。



### 屋内安全確保

ハザードマップで以下の  
「3つの条件」を確認し  
自宅にいても大丈夫かを  
確認することが必要です。

想定最大浸水深

※土砂災害の危険がある  
区域では立退き避難が  
原則です。

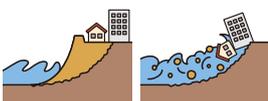


「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない  
(入っていると…)



流速が速いため、  
木造家屋は倒壊する  
おそれがあります



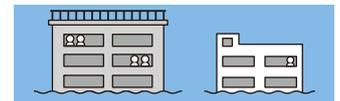
地面が削られ家屋は  
建物ごと崩落する  
おそれがあります

② 浸水深より居室は高い

3・4階	5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)
2階	3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

③ 水がひくまで我慢でき、  
水・食糧などの備えが十分  
(十分じゃないと…)

水、食糧、薬等の確保が困難になる  
ほか、電気、ガス、水道、トイレ等の  
使用ができなくなるおそれがあります



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や③水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。

豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむをえず車中泊する場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分に確認して下さい。